

## NPO法認証事務等権限移譲市町村アンケート調査の結果について

### 1 調査目的

道では、市町村が窓口となることにより、「迅速でよりきめ細かな対応ができる」、「NPO法人が地元市町村で手続きや相談ができる」などのメリットがあることから、平成20年度から特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の設立認証等に関する事務権限の移譲を進めている。

だが、これまでの移譲の実績は42市町村（平成28年11月末現在）にとどまっていることから、既に移譲を受けている市町村及び平成29年度から移譲予定の1村に対してアンケート調査を行い、その結果を未移譲の市町村に周知することで、移譲の意義や効果等についての理解を促すこととする。

### 2 調査対象

NPO法人の設立認証等に関する事務権限の移譲を受けている42市町村及び平成29年度から移譲予定の1村（猿払村）。

### 3 調査内容

- (1) 道の事務権限の移譲に対する基本的な考え方について（43市町村）
- (2) NPO法に関する事務権限の移譲を要望した経緯について（43市町村）
- (3) 事務処理体制について（43市町村）
- (4) 事務処理の実績について（42市町村）
- (5) 認証事務の平均処理日数について（42市町村）
- (6) 事務権限を受けたことによるメリットについて（42市町村）
- (7) 事務に携わった課題、感想等について（42市町村）
- (8) 事務権限移譲検討中の市町村へのアドバイス（42市町村）
- (9) 道への意見、要望について（43市町村）

### 4 調査期間

平成28年12月～平成29年1月

### 5 調査結果

別紙「NPO法認証事務等権限移譲市町村アンケート調査 調査結果」のとおり

(参考)

1 NPO法人の設立認証等に関する事務権限の移譲市町村

(平成 28 年 11 月 30 日現在)

振興局	市町村	移譲年月日	振興局	市町村	移譲年月日
空知	美唄市	H26. 4. 1	檜山	奥尻町	H23. 4. 1
	深川市	H23. 4. 1		今金町	H23. 4. 1
	南幌町	H22. 4. 1		せたな町	H23. 4. 1
	由仁町	H27. 4. 1	上川	旭川市	H23. 4. 1
	栗山町	H23. 4. 1		東川町	H24. 4. 1
	浦臼町	H23. 4. 1		美瑛町	H23. 4. 1
石狩	恵庭市	H24. 4. 1	上富良野町	上富良野町	H25. 4. 1
	北広島市	H21. 4. 1		下川町	H23. 4. 1
	石狩市	H23. 10. 1	留萌 宗谷	苫前町	H23. 4. 1
	当別町	H23. 4. 1		稚内市	H27. 4. 1
	新篠津村	H24. 4. 1		利尻町	H26. 4. 1
後志	島牧村	H27. 4. 1	利尻富士町	H28. 4. 1	
	蘭越町	H28. 4. 1	猿払村	H29. 4. 1	
	ニセコ町	H23. 4. 1	(予定)		
	倶知安町	H23. 4. 1	オホーツク	遠軽町	H23. 4. 1
	共和町	H23. 4. 1	十勝	鹿追町	H22. 4. 1
胆振	苫小牧市	H26. 10. 1		清水町	H23. 4. 1
日高	新ひだか町	H20. 4. 1		芽室町	H21. 4. 1
渡島	松前町	H23. 4. 1		広尾町	H25. 4. 1
	森町	H25. 4. 1		幕別町	H27. 4. 1
	八雲町	H24. 4. 1	浦幌町	H23. 4. 1	
			根室	根室市	H25. 4. 1
				標津町	H21. 4. 1

2 権限移譲している主な事務及び道から市町村への財政的な措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人の設立認証 (@20, 300 円)</li> <li>・ 定款変更認証 (@8, 100 円)</li> <li>・ 役員変更、認証不要な事項に係る定款変更、解散・清算終了など届出受理 (@1, 100 円)</li> <li>・ 事業報告書等の受理 (@4, 100 円)</li> <li>・ 改善命令など法人に対する監督 (@20, 300 円) 等</li> </ul>
--

※ 前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金（北海道権限移譲事務交付金）を交付。

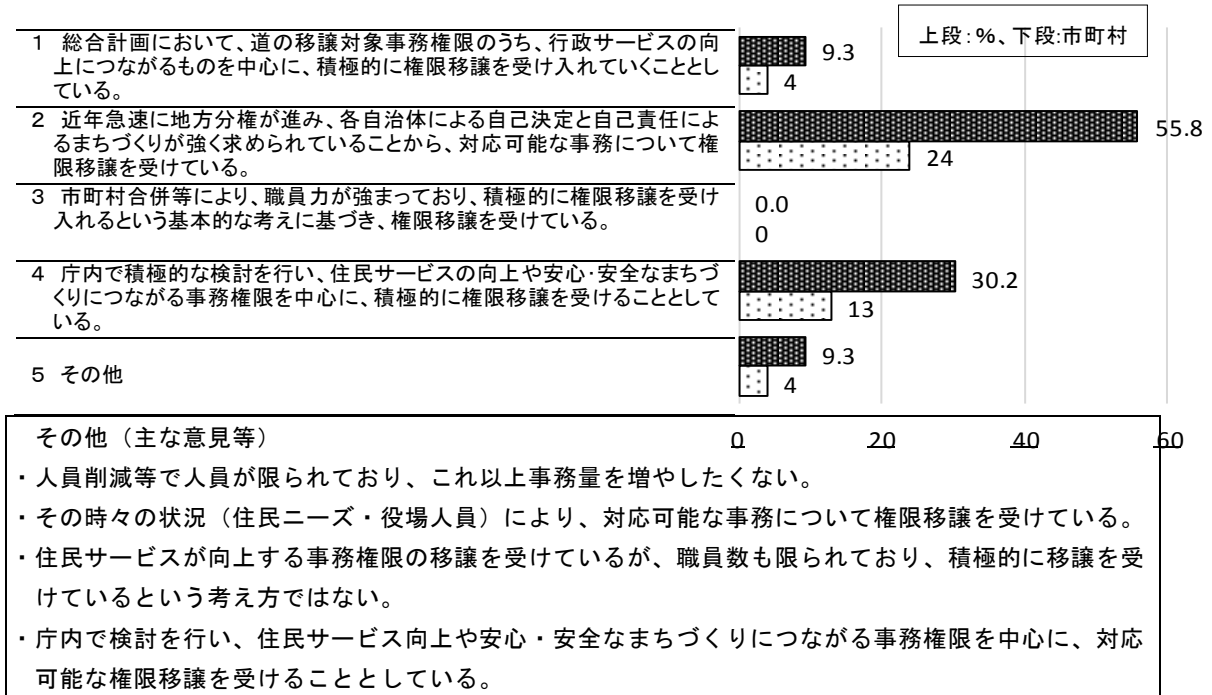
※ ( ) 欄は平成 28 年度交付金単価（1 件当たり）。

※ NPO法人の認定・仮認定の事務は、移譲の対象外。

## NPO法認証事務等権限移譲市町村アンケート調査 調査結果

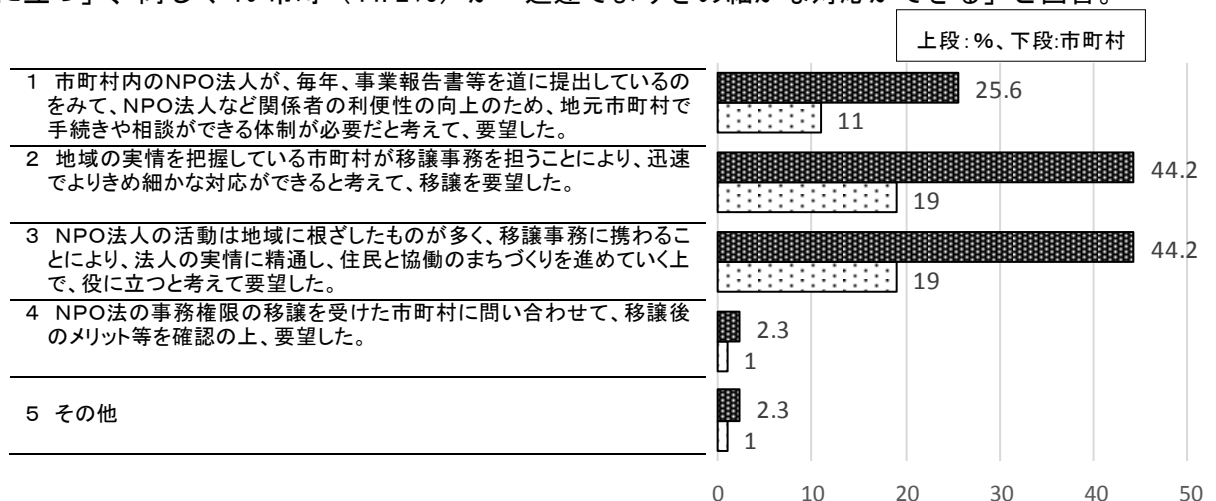
## 問1 道の事務権限の移譲に対する基本的な考え方について

- ◆「自己決定と自己責任によるまちづくりのため、移譲を受けている」という考え方が多数。  
43市町村のうち、24市町村（55.8%）が「自己決定と自己責任によるまちづくりが強く求められていることから、対応可能な事務について道から権限移譲を受けている」と回答。



## 問2 NPO法に関する事務権限の移譲を要望した経緯について

- ◆協働のまちづくりの推進に役に立つ、迅速できめ細かな対応ができるという考え方が多数。  
43市町村のうち、19市町村（44.2%）が「住民との協働のまちづくりを進めていく上で役に立つ」、同じく19市町（44.2%）が「迅速でよりきめ細かな対応ができる」と回答。



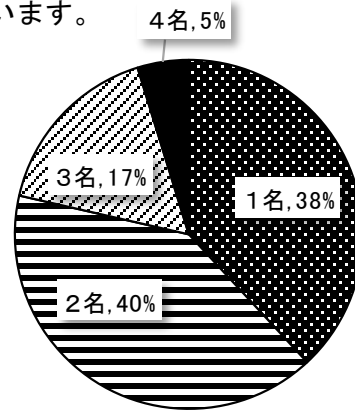
問3 事務処理体制について

◆職員1名ないし2名体制の市町村で78.6%を占め、多数となっています。

NPO法の事務処理体制については、職員1名体制が16市町村(38.1%)、2名体制が17市町村(40.5%)となっています。

なお、いずれの市町村も他の事務との兼務となっています。

人員	市町村	%
1名	16	38.1
2名	17	40.5
3名	7	16.6
4名	2	4.8
計	42	100.0



問4 事務処理の実績について（平成28年度の調査時点）

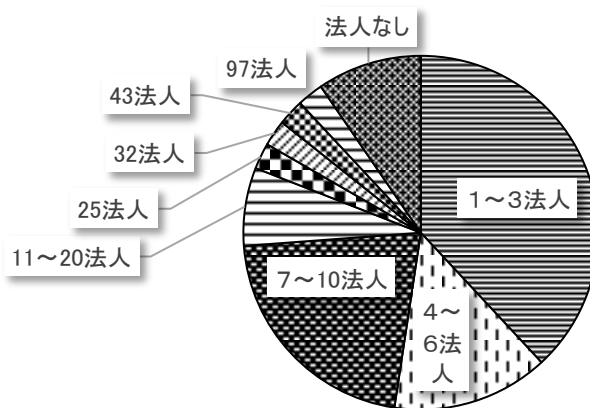
〈NPO法人数〉

権限移譲市町村が所管するNPO法人数は、1～3法人が最も多く16市町村(35.7%)、次いで7～10法人が9市町(21.4%)、4～6法人が6市町村(21.4%)となっており、1～10法人を管轄とする市町村が約7割(31市町村)を占めている。

なお、1市町村で管轄する法人数の最多は97法人。

法人数	市町村数	%
1～3	16	38.1
4～6	6	14.3
7～10	9	21.4
11～20	3	7.1
25	1	2.4
32	1	2.4
43	1	2.4
97	1	2.4
なし	4	9.5
計	42	100.0

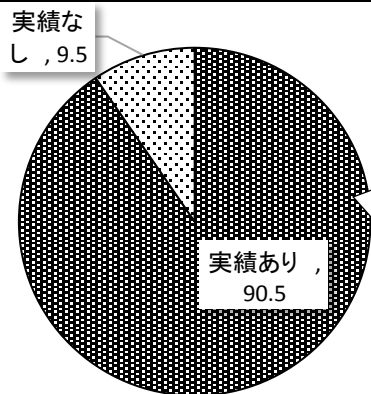
権限移譲市町村が所管する法人数(42市町村)



## 〈直近の事務処理の実績〉

### (1) 事業報告書の受理の実績（H28 調査時点）

	市町村数	%
実績あり	38	90.5
実績なし	4	9.5
計	42	100

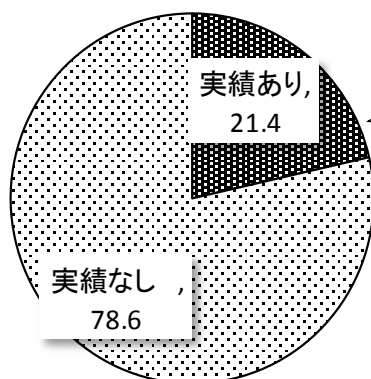


#### 事業報告書の受理状況（%）

◆34市町村（81.0%）で事業報告書を受理  
（受理件数は管轄するNPO法人数に比例。）

- 1件受理が9町村
- 2件受理が6市町
- 3件受理が2町
- 4件受理が3町
- 5件受理が3市町
- 6件受理が3町
- 7件受理が2町
- 8件受理が2町
- 9件受理が2町
- 11件受理が2市
- 18件受理が1市
- 28件受理が1市
- 33件受理が1市
- 77件受理が1市

### (2) 役員変更届出書の受理

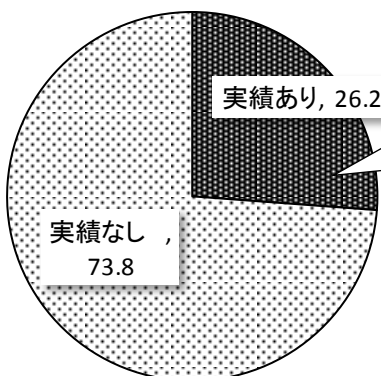


#### 役員変更届出の受理状況（%）

◆9市町（21.4%）で役員変更届出を受理

- 1件受理が5市町
- 2件受理が1町
- 6件受理が1市
- 17件受理が1市
- 37件受理が1市

### (3) 定款変更に関する届出書等の受理

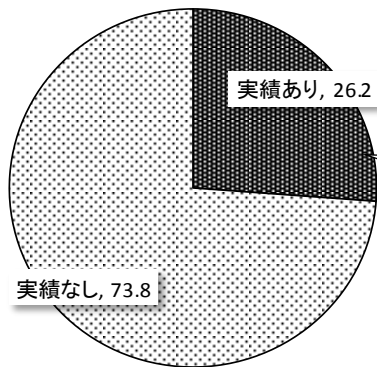


#### 定款変更の届出の受理・認証状況（%）

◆11市町（28.6%）で定款変更に関する届出  
受理・認証

- 1件受理・認証が6市町
- 2件受理・認証が3市町
- 3件受理・認証1市
- 8件受理・認証1市

(4) 設立認証の状況

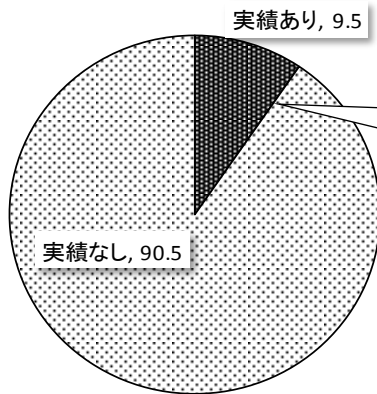


設立認証状況 (%)

◆11市町 (28.6%) で設立認証

- 1件認証が6市町
- 2件認証が2町
- 3件認証が2市
- 5件認証が1市

(5) 登記完了届出書の受理

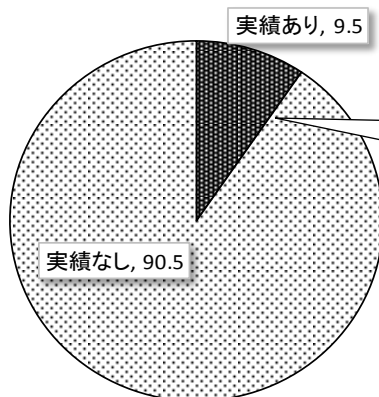


登記完了届出書の受理状況 (%)

◆4市町 (28.6%) で登記完了の届出受理

- 1件受理が2町
- 3件受理が1市
- 4件受理が1市

(6) 解散等届出書の受理



登記完了届出書の受理状況 (%)

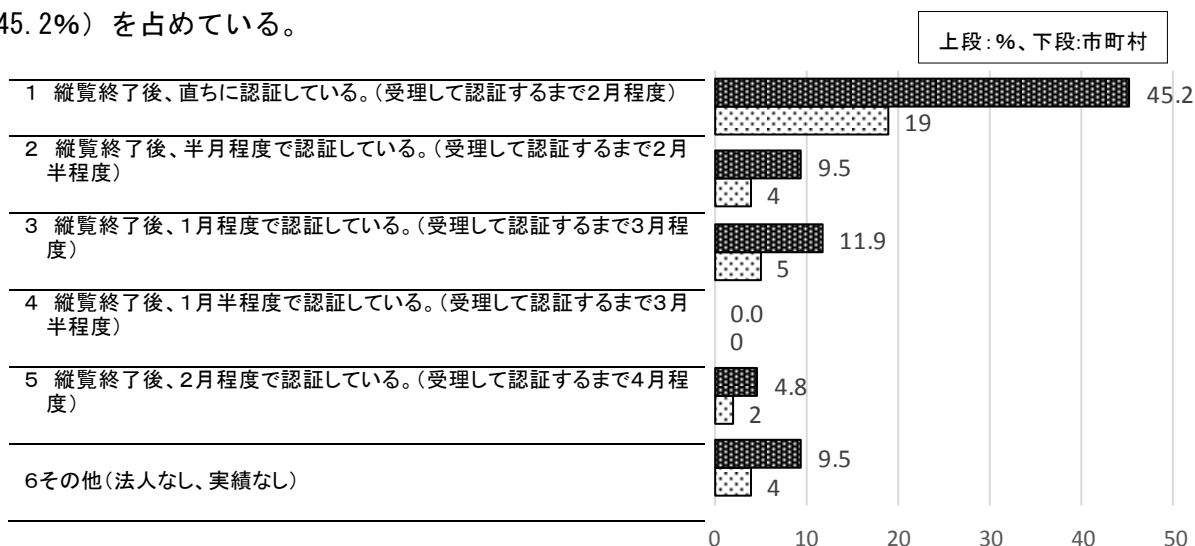
◆4市町 (28.6%) で解散等の届出受理

- 1件受理が3市町
- 2件受理が1市

## 問5 認証事務の平均処理日数について

### ◆5割弱の市町村が縦覧終了後、直ちに認証。

縦覧終了後、直ちに認証している（受理して認証するまで2月程度）という市町村が、5割弱（45.2%）を占めている。

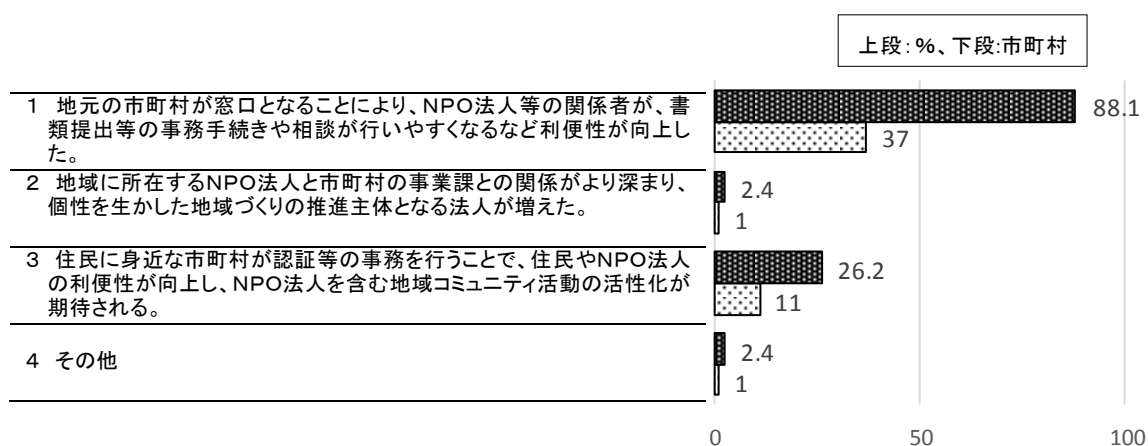


## 問6 事務権限を受けたことによるメリットについて

### (1) NPO法人のメリット

#### ◆利便性の向上が多数。

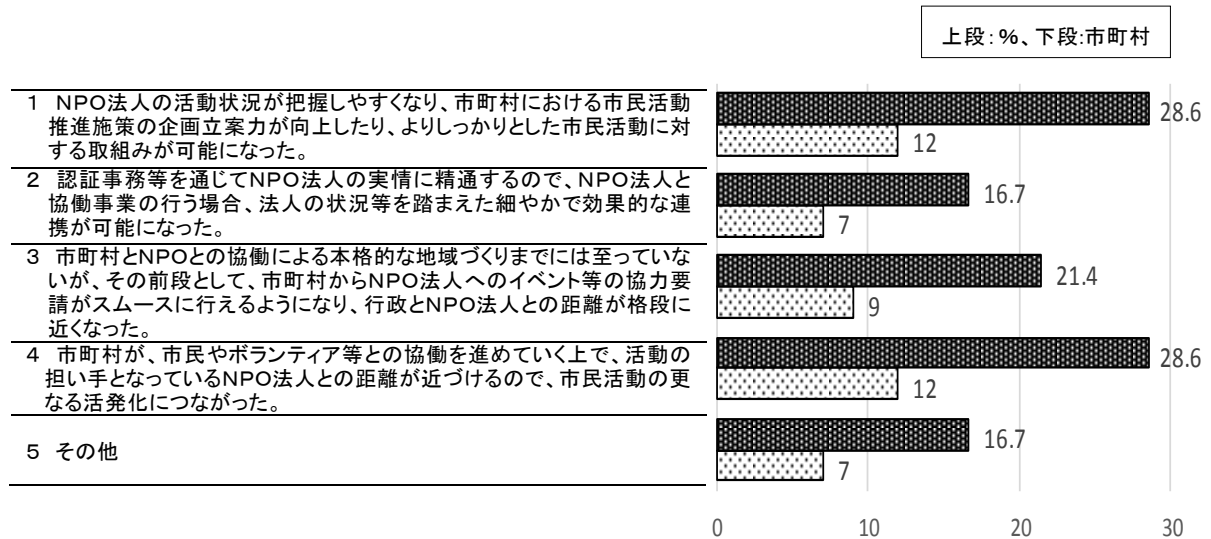
42市町村のうち、37市町村（88.1%）が「地元の市町村が窓口となることにより、書類提出等の事務手続きや相談が行いやすくなるなど利便性が向上」と回答。



(2) 市町村のメリットについて

◆企画立案力が向上、市民活動の活発化などが多数。

42 市町村のうち、12 市町 (28.6%) が「NPO 法人の活動状況が把握しやすくなり、市町村における市民活動推進施策の企画立案力が向上したり、よりしっかりと市民活動に対する取組みが可能になった」、同じく 12 市町村 (28.6%) が「市民やボランティア等との協働を進めていく上で、活動の担い手となっている NPO 法人との距離が近づけるので、市民活動の更なる活発化につながった」と回答。



**その他**

**【NPO 法人のメリット】**

- ・ 委譲後、認証は 1 件であり、かつ 1 年経過していないので、具体的な市町村のメリットは見いだせていない。最終的には 1, 4 を期待したい。
- ・ 法人側から見ると、定款を整備・変更したり、役員が交代する際の手続きなど、振興局や道に直接の照会を行わなくても、町の窓口で事足りるので、その利便性の高さは十分に認識されている。

**【市町村のメリット】**

- ・ NPO 法人の活動内容の把握が可能だが、具体的な事業展開はない。
- ・ まだ設立して活動が実施されていないため、メリット等は特はない。
- ・ 町では、法人の活動に必要な作業スペースを確保するため、住民センターの使用料を免除したり、公共体育施設の指定管理者とするなど、NPO 活動の支援と育成に努めている。一方で、町のイベントにスタッフとして協力をいただくなど、町から支援を要請するケースもあり、相互にメリットが生じるよう配慮している。
- ・ 町村にとって、特にメリットは感じられない。

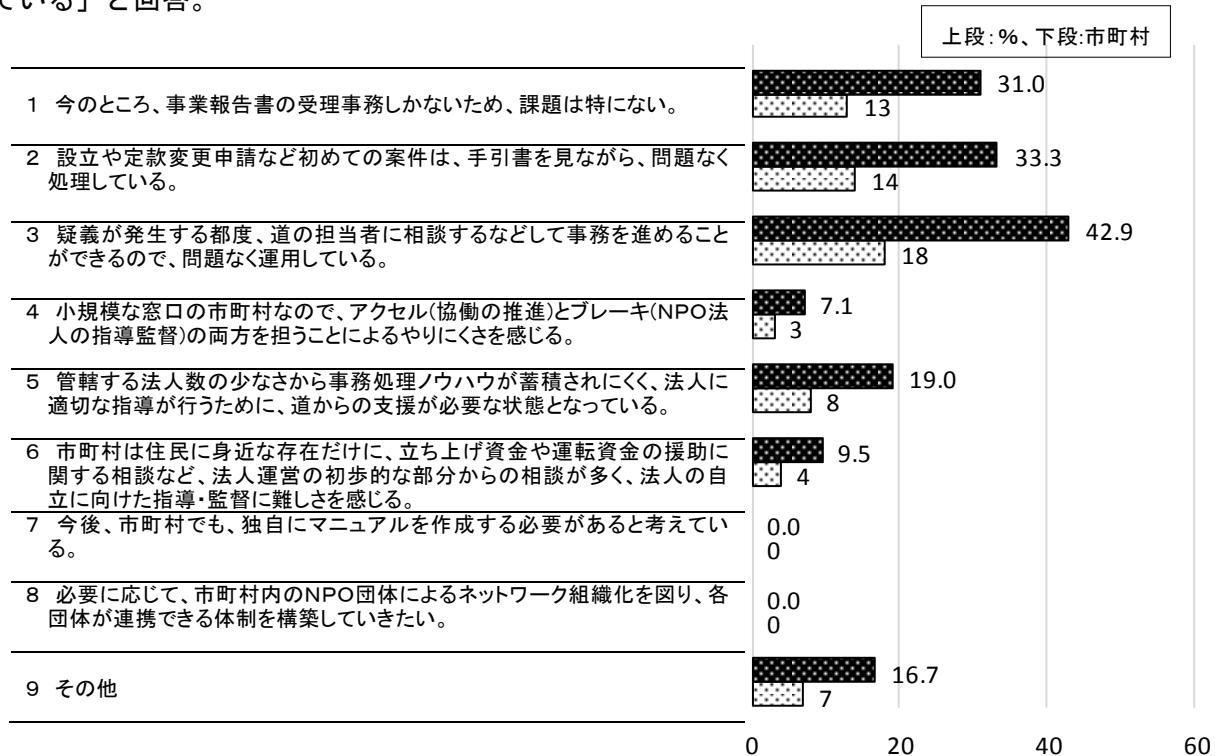


問7 事務に携わっての課題、感想等について

◆問題なく事務処理ができるという感想が多いが、事務処理のノウハウの継承が困難な例もあり。

42 市町村のうち、18 市町（42.9%）が「疑義が発生する都度、道に相談するなどして事務を進めることができる」、14 市町（33.3%）が「設立や定款変更申請など初めての案件は手引書を見ながら処理している」と回答。

一方、42 市町村のうち、8 町（19.0%）から「管轄する法人数の少なさから事務処理ノウハウが蓄積されにくく、法人に適切な指導を行うために、道からの支援が必要な状態になっている」と回答。



- ・実際に運営をしてみて、NPOを申請するものや設立後のNPO法人にはメリットはあると感じるが、対象が少ないため、市町村の事務としての継承が困難と考えられる。（申請が毎年のようにあれば対処できるが、恐らく10年に1度などというペースと感じます。） よって、返上制度があるのであれば視野に入れる必要もあると感じます。
- ・実績がないため、事務処理等で道からの支援が必要となる。
- ・実際の事務がないため課題等はない。
- ・設立や定款変更などマニュアルはあるものの、件数が非常に少なく処理方法を把握するのに時間がかかっている。それを引き継ぎしてもうまく引き継ぎができるかは難しい。
- ・今のところ、事業報告書や定款変更申請などの事務しかないため、手引書を見たり、道の担当者に相談しながら事務処理を進められているが、事務処理に多少の負担を感じる。また、異動等で担当者が変わった場合、事務処理ノウハウが蓄積されにくい。適切な事務処理や法人への指導などに不安を感じる。
- ・移譲当時は3名の職員がいたが、現在は1名でそれも兼務で特に本年は災害対応がまだ終了しておらず、正直いってこれ以上の事務処理は困難な状況にある。特に税優遇制度など申し送りされており課題はわかるが、手を付けられず、今後も人員が増えない限り、出てきたものをこなすだけでも精一杯である。
- ・当町にはNPO法人がなく、権限移譲後、実際の事務を取り扱っていないため、現在課題等はない。

## 問8 事務権限移譲検討中の市町村へのアドバイス

### ◆10 市町からアドバイス

9 市町のうち、7市町が「効果、有益性あり」、「問題なく事務処理ができる（「ただし、問題が生じた場合の対応を考慮した上で移譲を受けるべき」を含む。）」と回答。

#### 1 権限移譲は効果、有益性がある。

- ・事務権限の移譲は、NPO法人にとってメリットがあるだけでなく、住民との協働のまちづくりを進めていく上で大きな力となり、市町村にとっても大変メリットがあると思う。
- ・大きな町ではメリットは多いと感じますが、申請等が数年に1度程度と予想されるのであれば逆に市町村の負担となる恐れがある。
- ・NPO法人には、その事業を通じて地域づくり、まちづくりの一助を担おうという意識の高い団体も多いので、市町村にとって、認証等事務を通じて「協働のまちづくり」のパートナーとしての良好な関係を築いていくことは非常に有益なことではないかと思う。

#### 2 事務は問題なく処理できる。

- ・事務処理は、道作成の手引書に基づき十分対応が可能であり、判断が難しい案件が生じた場合であっても、道より適切な助言を受けられることから、問題なく事務処理が可能である。
- ・事務処理は、道作成の手引書に基づく対応が可能であり、判断が難しい案件が生じた場合であっても、道の助言を得ながらほぼ問題なく事務処理できている。
- ・基本的な事務処理は、道作成の手引書を基に処理が可能であり、判断が難しい案件は道から助言をもらい対応している。
- ・事務処理は、道作成の手引書や道が助言する体制となっているため、市町村において事務権限の移譲となっても問題なく事務処理が可能である。

#### 3 事務量等を検討の上、判断をしてほしい。

- ・人員に余裕がある都市は別として、兼務発令の多い町村での移譲は慎重にすべきと声を大にして言いたい。
- ・事務処理は容易に行うことが可能であったが、申請に必要な書類として、定款の作成に係る相談対応などに多くの時間を要した。

## 問9 道への意見、要望

### ◆4 市町から研修会の開催、マニュアルの作成等の意見、要望

- ・NPO法人の事務とは少し違いますが、札幌法務局の苫小牧支局では、法人登記ができないため、設立認証後は、札幌法務局に行く必要があります。設立認証等の申請は、当市の窓口でできるようになりましたので、法人登記等も支局でできるようになれば、さらにNPO法人の利便性が向上するものと思います。可能であれば、道から法務局に要望していただけないでしょうか。
- ・現状どおり、市町村のサポートをしていただければいいと思います。
- ・委譲の返上があるのであればご教示いただきたい。今後の検討事項とします。
- ・NPO法人に関連して、北海道地域活動振興協会などが主催するセミナー等が度々開催され

ているが、ほとんどが札幌市での開催であるため、内容に興味があっても簡単には参加できないことがある。 行政の担当者だけでなく、法人設立を検討する個人や団体も交えた研修、講演、セミナーなど、地方での開催があっても良いのではないか。

- ・ 事務処理のポイントやアドバイスなど、市町村担当者向けの説明会でノウハウを学びたい。
- ・ これまで同様に指導・助言等の強力な後押しを要望したい。